

令和7年第3回（9月）定例会

議案参考資料

【単行議案】

議第 74 号	教育委員会教育長の任命について	1P
議第 75 号	教育委員会委員の任命について	2P
議第 76 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3P
議第 77 号	固定資産評価審査委員会委員の推薦について	4P
議第 78 号	財産区管理委員の選任について	5P
議第 79 号	小田辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	6P
議第 80 号	字の区域及び名称の変更について	7P
議第 81 号	宮津市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	8P
議第 82 号	宮津市役所位置の設定条例の一部改正について	9P
議第 83 号	宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の 一部改正について	11P
議第 84 号	宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	13P
議第 85 号	宮津市ターミナルセンター条例等の一部改正について	18P
議第 86 号	宮津市水道事業給水条例及び宮津市公共下水道条例の一部改正について	34P

議案参考資料
令和7年9月定例会

議第74号

教育委員会教育長の任命について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

教育委員会教育長の任期（3年）が、9月30日で満了となるため、教育長の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要【任命予定者】

氏 名	任 期	その他
やまもと まさひろ 山本 雅弘	令和7年10月1日～ 令和10年9月30日	再任

◆提案の根拠法令

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)
(組織)

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

学校教育課 学校教育係(45-1641)

議第74号

議案参考資料
令和7年9月定例会

議第75号

教育委員会委員の任命について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

教育委員会委員4人のうち1人の委員（田崎浩二委員）の任期（4年）が、9月30日で満了となるため、委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要【任命予定者】

氏名	任期	その他
はやし のぶひろ 林 亘浩	令和7年10月1日～ 令和11年9月30日	新任

◆提案の根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
（任命）

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

◆参考【非改選委員】

伊藤 正 令和6年10月1日～令和10年9月30日 （2期目）
藤井 陽子 令和5年10月1日～令和9年9月30日 （2期目）
尾崎里花子 令和4年10月1日～令和8年9月30日 （2期目）

【政策等の背景・提案までの経過】

教育委員会委員は4人

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

学校教育課 学校教育係（45-1641）

議第75号

議案参考資料
令和7年9月定例会

議第76号

人権擁護委員候補者の推薦について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

法務大臣が委嘱する宮津市の人権擁護委員6名(定員7名)のうち1名の任期(3年)が、12月31日で満了となること、また、1名の欠員を補充するため、候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの。

◆提案の概要【推薦予定者】

氏 名	任 期	その他
きょうたに やす ひろ 京谷 安泰	令和8年1月1日～ 令和10年12月31日	新 任
やながわ きとる 柳川 聡	令和8年1月1日～ 令和10年12月31日	新 任

◆参考(在任中の委員)

氏 名	任 期
泉 和美	令和6年1月1日～令和8年12月31日
森島 順子	令和6年1月1日～令和8年12月31日
本藤 ひとみ	令和5年1月1日～令和7年12月31日
矢谷 宣弘	令和7年7月1日～令和10年6月30日
平田 栄徳	令和7年1月1日～令和9年12月31日
吉田 佳子	令和7年7月1日～令和10年6月30日

◆提案の根拠法令(人権擁護委員法)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
テーマ別戦略	—

【政策等の背景・提案までの経過】

○人権擁護委員は、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に基づき、法務大臣が委嘱し全国の市町村に配置される公職。国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

市民環境課人権啓発係(22-4622)

議第76号

議案参考資料
令和 7 年 9 月定例会

議第77号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

固定資産評価審査委員会委員 3 人のうち 2 人の委員の任期が、9 月 30 日で満了となるため、委員の選任について、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要【選任予定者】

氏 名	任 期	その他
いなおか ひでし 稲岡 英志	令和 7 年 10 月 1 日～ 令和 10 年 9 月 30 日	再任（2 期目）
たむら こ 田村 みさ子	令和 7 年 10 月 1 日～ 令和 10 年 9 月 30 日	新 任

◆参考（非改選委員）

氏 名	任 期
たなか ひろし 田中 博	令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日

◆提案の根拠法令（地方税法）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 423 条第 3 項 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意得て、市町村長が選任する。

【政策等の背景・提案までの経過】

○宮津市市税条例（昭和 30 年条例第 33 号）
（固定資産評価審査委員会の設置）
第 79 条第 2 項 審査委員会は、委員の定数を 3 人とする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第 7 次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト —

テーマ別戦略 —

※第 7 次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

税務・国保課 国保年金係(45-1616)

議第 77 号

議案参考資料
令和7年9月定例会

議第78号

財産区管理委員の選任について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の要旨・目的

吉津財産区管理委員1名の任期（4年）が令和7年9月17日で満了となるため、また、1名の欠員が生じたため、委員の選任について、財産区管理条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要【選任予定者】

吉津財産区

氏 名	任 期	新任・再任 の別
こたに しげる 小 谷 茂	令和7年9月18日 ～ 令和11年9月17日	再任
こうの まさたか 河 野 昌 隆	議 決 日 ～ 令和10年9月30日	新任

◆提案の根拠法令

財産区管理条例第3条第1項
(委員の選任)

第3条 委員は、当該財産区の区域内に引き続き3年以上住所を有する者で、宮津市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）の中から、当該財産区においてあらかじめ選定した者を市長が議会の同意を得て選任する。
2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

※財産区について

7財産区（上宮津、由良、栗田、吉津、世屋、養老、日ヶ谷）
各財産区の委員定数は協議により次のとおりで、任期は4年間
上宮津、由良、栗田、吉津、養老 各7名
世屋 5名、日ヶ谷 6名

◇財産区管理条例第2条第2項及び第3項

第2条 前条の各財産区に、財産区管理会（以下「管理会」という。）を置く。
2 管理会は、財産区管理委員（以下「委員」という。）7人以内をもって組織する。
3 委員の定数は、市長が各財産区と協議して定めるものとする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

農林水産課 産業基盤係（45-1627）

議第78号

議案参考資料
令和7年9月定例会

議第79号

小田辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

区分

計画

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)に基づき、小田地区における道路整備の財源に辺地対策事業債を充当していくため策定している「辺地総合整備計画」について、辺地対策事業債の予定額を増額する変更を行うもの。

◆提案の概要

辺 地	内 容	令和4年度から令和8年度までの 5年間の辺地対策事業債の予定額
小 田	道路整備事業 (小田辛皮線・寺屋敷線)	80,000千円 → 89,000千円

【参考】

辺地とは、「交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比べて住民の生活文化水準が低い山間地、離島その他のへんぴな地域」のこと。
こうした地域間格差の是正を図ることを目的に制定された「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、「辺地総合整備計画」を定めた市町村については、辺地対策事業債により財政上の支援を受けられることとなっている。

○辺地対策事業債 充当率100%、元利償還金の80%が交付税算入

【政策等の背景・提案までの経過】

○小田辺地は、市の最南端に位置し、8集落が山地を隔てて散在する山間地域であり、集落間を横断する市道は、1車線で幅員も狭小であり、かつ、落石の危険性も高いことから、道路改良を行うことにより、生活基盤の向上を図っている。

○現計画

小田辺地に係る公共的施設総合整備計画 (R4.3月策定)
内容：道路整備事業 (小田辛皮線・寺屋敷線)
計画期間：R4～R8

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- ・令和4年度から令和6年度まで
事業費45,756千円 (辺地対策事業債45,600千円充当)
- ・令和7年度見込み
事業費20,000千円 (辺地対策事業債20,000千円充当予定)

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 15,600千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

財政課 予算係 (45-1610)

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり

議案参考資料
令和7年9月定例会

議第80号

字の区域及び名称の変更について

区分

その他

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
◆提案の趣旨・目的 国土調査法に基づき平成18年度、平成19年度及び平成21年度から調査を実施した地区について、地籍調査の成果により、字の区域及び名称の変更を行う必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議決を求めるもの。 ◆提案の概要 議案別紙「字の区域及び名称の変更調書」のとおり ◆提案の根拠法令 地方自治法 (市町村区域内の町又は字の区域) 第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。 2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。 3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。		《地籍調査に係る字変更等手続きの流れ》 ○平成18年度から大垣地区の地籍調査を開始 ○平成19年度から江尻地区の一部の地籍調査を開始 ○平成21年度から江尻地区の一部の地籍調査を実施 ○令和6年7月、京都府知事へ地籍調査成果の認証請求手続 ○令和7年5月、京都府知事から成果の認証	
		【市民参加の状況】	
		【政策等の効果及び費用】	
		■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円	
		【他の自治体の類似する政策との比較】	
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
		総務課 情報推進係 (45-1602)	

議第80号

議案参考資料
令和7年9月定例会

議第81号

宮津市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

区分

その他

【提案の概要】 ◆提案の趣旨・目的 マイナンバーカードの普及に伴い、急増している電子証明書の更新等業務について、市内郵便局2局を取扱い郵便局として指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第3項の規定により議会の議決を求めるもの。 ◆提案の概要 1 指定する郵便局 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th></tr> <tr> <td>宮津郵便局</td><td>宮津市字鶴賀2070番地の9</td></tr> <tr> <td>天橋立郵便局</td><td>宮津市字江尻433番地</td></tr> </table> 2 指定する郵便局で取り扱う事務 マイナンバーカードの署名用電子証明書等の発行・更新の受付及び暗証番号の初期化 ◆指定の期間 令和7年12月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該指定期間満了日の1か月前までに、宮津市及び日本郵便株式会社が委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。 ◆提案の根拠法令 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第3項 （郵便局の指定等） 第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。 3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。	名称	所在地	宮津郵便局	宮津市字鶴賀2070番地の9	天橋立郵便局	宮津市字江尻433番地	【政策等の背景・提案までの経過】 ・R3.5.19 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）公布 ・R3.5.19 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）の一部改正施行 ・R4.6 デジタル社会の実現に向けた重点計画閣議決定 ※R4末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。 【市民参加の状況】 ・マイナンバーカード保有枚数率 R7.7末現在：宮津市79.9% 全国79.2% 京都府76.3% 【政策等の効果及び費用】 ・身近な郵便局で手続が可能となることによる市民の利便性の向上 ・市役所窓口の混雑緩和と事務の効率化 ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 5,281千円 【他の自治体の類似する政策との比較】 実施済：京都市3局 木津川市5局 実施予定：綾部市
名称	所在地						
宮津郵便局	宮津市字鶴賀2070番地の9						
天橋立郵便局	宮津市字江尻433番地						
【第7次宮津市総合計画との整合】 <table border="1"> <tr> <td>重点プロジェクト</td><td>—</td></tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td><td>—</td></tr> </table>	重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—			
重点プロジェクト	—						
テーマ別戦略	—						
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載	<table border="1"> <tr> <td>担当課・係</td><td>添付資料</td></tr> <tr> <td>市民環境課 市民窓口係（45-1614）</td><td></td></tr> </table>	担当課・係	添付資料	市民環境課 市民窓口係（45-1614）			
担当課・係	添付資料						
市民環境課 市民窓口係（45-1614）							

議第81号

議案参考資料
令和7年9月定例会

議第82号

宮津市役所位置の設定条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】					
◆提案の趣旨・目的 宮津市庁舎整備基本計画に基づき、ミッブルビルに市行政機能に移転集約することについて、地方自治法第4条に基づき、議会の議決を求めるもの。 ◆提案の概要 宮津市役所の位置 <table><tr><td>現行</td><td>宮津市字柳縄手345番地の1</td></tr><tr><td>改正後</td><td>宮津市字浜町3012番地</td></tr></table> ◆施行日 規則で定める日（令和10年度中を想定） 【参考】地方自治法 抜粋 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。		現行	宮津市字柳縄手345番地の1	改正後	宮津市字浜町3012番地	・昭和9年 宮津町役場移転【町役場の位置：柳縄手345番地の1】 ・昭和29年6月 市制施行【市役所の位置：柳縄手345番地の1 現在地】 ・昭和37年 本館竣工 ・昭和49年6月 新館増築 ・昭和60年6月 別館取得 ・平成29年11月 宮津市福祉・教育総合プラザ供用開始 ・令和2年9月 「宮津市公共施設再編方針書」策定 ・令和5年7月～令和6年3月 宮津市庁舎基本構想等検討委員会開催 ・令和6年3月 宮津市庁舎基本構想等検討委員会から基本構想の答申受領 ・令和6年12月～令和7年6月 宮津市庁舎基本構想等検討委員会開催 ・令和7年7月 宮津市庁舎基本構想等検討委員会から基本計画の答申受領	
現行	宮津市字柳縄手345番地の1						
改正後	宮津市字浜町3012番地						
		【市民参加の状況】					
		・未来の庁舎を考える市民会議…令和4年7月～9月 参加者：24人（高校生・大学生・新社会人等） ・市民アンケートの実施…令和4年6月～7月 回答数366件 ・市民報告会等…令和5年12月～令和6年1月 回答数623件 令和6年9月 参加者：31名 令和7年2月 参加者：66名 令和7年8月 参加者：50名 ・宮津市庁舎基本構想等検討委員会…住民代表（3名）、関係機関（3名）、学識経験者（4名）により構成					
		【政策等の効果及び費用】					
		・耐震性の改善等による防災力の強化 ・集約化等による利便性の向上 ■予算措置しているものについては、その額を記載（950,000千円）					
【第7次宮津市総合計画との整合】		【他の自治体の類似する政策との比較】					
重点プロジェクト	—						
テーマ別戦略	—						
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料				
・宮津市公共施設再編方針書		総務課 情報推進係（45-1602）	・新旧対照表				
・宮津市庁舎整備基本計画							

宮津市役所位置の設定条例（昭和29年条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
宮津市役所は、京都府宮津市字柳縄手345番地の1に置く。	宮津市役所は、京都府宮津市字浜町3012番地　　に置く。 附 則 <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u>

議案参考資料
令和7年9月定例会

議第83号

宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
◆提案の趣旨・目的 公職選挙法施行令の改正に準拠し、宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動ポスター作成の公営に係る所要の改正を行うもの。 ◆提案の概要 ○公営に係る公費負担限度額の改正 1 選挙運動ポスター作成 印刷単価(1枚あたり) 541円31銭 → 586円88銭 ◆施行日 公布の日		令和7年6月4日公布・施行：公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第200号) 《施行令改正の概要》 選挙運動ポスター作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げ等	
		【市民参加の状況】	
		【政策等の効果及び費用】	
		選挙運動費用の候補者負担の軽減	
		■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円	
		【他の自治体の類似する政策との比較】	
		近隣自治体においても公職選挙法施行令の改正を受けて改正予定	
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
		総務課 情報推進係 (45-1602)	・新旧対照表

議第83号

宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払） 第9条 宮津市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>〔印刷単価〕に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円〔企画費〕を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払） 第9条 宮津市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>〔印刷単価〕に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円〔企画費〕を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。

議案参考資料
令和7年9月定例会

議第84号

宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
◆提案の趣旨・目的 地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正において、育児を行う職員の仕事と生活の両立支援の拡充を進めることとされたことを踏まえ、本市においても、職員の育児に伴う部分休業制度を拡充し、柔軟な働き方による仕事と生活の両立を一層向上させるため、条例の一部を改正するもの。 ◆提案の概要 1 部分休業取得時間要件の変更 勤務時間の始め又は終わりに限るとしている取得時間要件を撤廃し、勤務時間内において取得できるものとする。 2 部分休業の新たな取得形態を追加し、選択できるようにする 現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」(第1号部分休業)に加え、「1年につき10日を超えない範囲内」(第2号部分休業)を新設し、職員の希望に応じて選択できるようにする。 3 非常勤職員の部分休業の対象となる子の年齢を拡大 対象となる子の年齢について、「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」に拡大する。 ◆施行日 令和7年10月1日		・R6.8.8: 令和6年人事院「公務員人事管理に関する報告」 ・R7.1.8: 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)の公布(R7.10.1施行) ・R7.4.25: 人事院規則(職員の育児休業等)の一部改正の公布	
		【市民参加の状況】	
		【政策等の効果及び費用】	
		■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円	
		【他の自治体の類似する政策との比較】	
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
		総務課 職員係(45-1603)	・新旧対照表

議第84号

宮津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員とする。 （部分休業の承認） 第18条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条に規定する育児時間に相当する育児に関する休暇又は宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第15条の2第1項の規定による介護時間	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数 を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）とする。 （第1号部分休業の承認） 第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条に規定する育児時間に相当する育児に関する休暇又は勤務時間条例 第15条の2第1項の規定による介護時間

の承認を受けて勤務しない職員_____に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が _____ 部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当

たりの給与額を減額して支給する。

2 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 第5条の規定は、部分休業について準用する。この場合において、同条中「育児休業」とあるのは「部分休業」と読み替えるものとする。

たりの給与額を減額して支給する。

2 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の宮津市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案参考資料
令和7年9月定例会

議第85号

宮津市ターミナルセンター条例等の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
◆提案の趣旨・目的 公共施設の使用料について、最近の社会情勢の変化を踏まえた受益者負担の適正化を図るため、見直しを行うもの。 ◆提案の概要 各施設の使用料（利用料金）の改正 ※対象施設は、使用料等改正施設一覧のとおり 【見直しの内容】 ●施設類型ごとの利用者負担基準に基づく近隣市町も踏まえた使用料 ●市民以外の利用者の使用料は市民の2倍に ●学校施設で子どもへの指導を対象とした団体の使用料を免除するなど減免基準を充実 ＜規則等で対応＞ ◆施行日 令和8年4月1日		【経過】 ・R元～R5 : 財政健全化に向けた取組み ・R3～R12 : 第2期行財政運営指針 ・R4～ : 宮津市持続可能な行財政運営有識者会議 ・R5.12議会 : 議会全員協議会で検討状況を報告 ・R7.3議会 : 議会全員協議会で検討状況を報告 ・R7.6議会 : 議会全員協議会で検討状況を報告	
		【市民参加の状況】	
		【政策等の効果及び費用】	
		公共施設の受益者負担の適正化 最近の人件費上昇等に対応した公共施設の適切な維持管理等	
【第7次宮津市総合計画との整合】		【他の自治体の類似する政策との比較】	
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載 ・第2期行財政運営指針		担当課・係	添付資料
		財政課 予算係（45-1610） （施設所管課は、別紙一覧のとおり）	・使用料等改正施設一覧 ・新旧対照表

議第85号

◆使用料等改正施設一覧

(単位:円)						
条 例	施設名等	所管課	使用料等	時間区分	現在	改定後
宮津市ターミナルセンター条例	天橋立ターミナルセンター	企画課	天橋立ターミナルセンター会議室の使用料	全日	2,200	3,970
				半日	830	1,320
				夜間	1,150	1,640
宮津市民体育館条例	宮津市民体育館	企画課	体育館利用料金の上限の額（会議室）	1時間につき	210	340
宮津市火葬場設置及び使用に関する条例	宮津市火葬場	市民環境課	臥(座)棺		6,000	15,000
			小児棺		2,400	6,000
			胎盤、胞衣、産じよく汚物処理		1,000	2,500
			改葬遺骨		—	2,500
宮津市福祉・教育総合プラザ条例	宮津市福祉・教育総合プラザ	社会福祉課	第1コミュニティルーム使用料	全日	6,110	9,930
				半日	2,030	3,300
				夜間	2,440	3,960
			第2コミュニティルーム使用料	全日	2,440	3,970
				半日	810	1,320
				夜間	1,010	1,640
			第3コミュニティルーム使用料	全日	1,320	1,710
				半日	510	660
				夜間	610	790
			第4コミュニティルーム使用料	全日	6,110	7,940
				半日	2,030	2,640
				夜間	2,440	3,170
			第5コミュニティルーム使用料	全日	2,440	3,970
				半日	810	1,320
				夜間	1,010	1,640

			クッキングルーム使用料	全日	4,070	5,000
				半日	1,520	1,870
				夜間	1,830	2,250
		社会教育課	浜町ギャラリー使用料	全日	510	1,320
宮津市都市公園条例	西宮津公園多目的広場	都市住宅課	有料公園施設を使用する場合の使用料（西宮津公園多目的広場）	1時間につき	210	520
宮津市立学校使用条例	宮津市立小学校、中学校及び幼稚園	学校教育課	（屋内運動場又は遊戯室）施設使用料 500㎡未満	全日	1,040	1,950
				午前8時～午後5時	520	650
				夜間	520	650
			（屋内運動場又は遊戯室）施設使用料 500㎡以上	全日	2,080	3,900
				午前8時～午後5時	1,040	1,300
				夜間	1,040	1,300
宮津市中央公民館使用条例	宮津市中央公民館	社会教育課	（大会議室）中央公民館利用料金の上限の額	1時間につき	524	670
			（大会議室）中央公民館利用料金の上限の額【1/2面】	1時間につき	314	335
			（小会議室）中央公民館利用料金の上限の額	1時間につき	210	340
			（談話室）中央公民館利用料金の上限の額	1時間につき	157	175
			（体験学習室）中央公民館利用料金の上限の額	1時間につき	210	313
みやづ歴史の館条例	みやづ歴史の館	社会教育課	（文化ホール）歴史の館利用料金の上限の額	1時間につき	2,829	3,470
			（文化ホール）歴史の館利用料金の上限の額【休日】	1時間につき	3,457	4,238

※指定管理施設に係る利用料は使用料等欄が「～利用料金の上限の額」となる。

宮津市ターミナルセンター条例（平成2年条例第2号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
1 宮津市ターミナルセンター使用料				1 宮津市ターミナルセンター使用料			
使用時間区分 使用場所	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	使用時間区分 使用場所	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
天橋立ターミナルセンター会議室（2階）	2,200円	830円	1,150円	天橋立ターミナルセンター会議室（2階）	3,970円	1,320円	1,640円
備考				備考			
1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の5倍の額とする。				1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の5倍の額とする。			
2 使用時間の超過及びこの表に掲げていない場所の使用については、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。				2 <u>本市に住所（法人その他の団体にあつては、所在地）を有しないものが使用する場合は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍の額とする。</u>			
				3 使用時間の超過及びこの表に掲げていない場所の使用については、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。			

宮津市民体育館条例（平成17年条例第62号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
1 体育館利用料金の上限の額			1 体育館利用料金の上限の額		
使用場所及び区分		上限額	使用場所及び区分		上限額
競技場	全面使用	1時間につき 1,886円	競技場	全面使用	1時間につき 1,886円
	部分使用	競技場の2分の1を使用する場合 1時間につき 943円		部分使用	競技場の2分の1を使用する場合 1時間につき 943円
		競技場の4分の1を使用する場合 1時間につき 524円			競技場の4分の1を使用する場合 1時間につき 524円
剣道場		1時間につき 524円	剣道場		1時間につき 524円
柔道場		1時間につき 524円	柔道場		1時間につき 524円
多目的練習場		1時間につき 524円	多目的練習場		1時間につき 524円
トレーニング室（1人につき）		419円	トレーニング室（1人につき）		419円
会議室		1時間につき 210円	会議室		1時間につき 340円
健康体力相談室		1時間につき 210円	健康体力相談室		1時間につき 210円
付属設備		規則で定める額	付属設備		規則で定める額
備考 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。			備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。		

	<u>2・本市に住所（法人その他の団体にあっては、所在地）を有しないものが使用する場合の利用料金の上限額は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍の額とする。</u>
--	---

宮津市火葬場設置及び使用に関する条例（昭和31年条例第12号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表（第3条関係） 宮津市火葬場使用料			別表（第3条関係） 宮津市火葬場使用料		
区分		金額	区分		金額
市内	臥（座）棺	6,000円	市内	臥（座）棺	15,000円
	小児棺	2,400円		小児棺	6,000円
	胎盤、胞衣、産じよく汚物処理	1,000円		胎盤、胞衣、産じよく汚物処理	2,500円
市外	臥（座）棺	18,000円		改葬遺骨	2,500円
	小児棺	7,200円	市外	臥（座）棺	30,000円
	胎盤、胞衣、産じよく汚物処理	3,000円		小児棺	12,000円
		胎盤、胞衣、産じよく汚物処理		5,000円	
		改葬遺骨		5,000円	
備考			備考		
1 この表において「市内」とは、死亡者の死亡時の住所（胎盤、胞衣、産じよく汚物にあっては、母の住所）が本市の区域内にある場合を、「市外」とは、それ以外の場合をいう。			1 この表において「市内」とは、死亡者の死亡時の住所（胎盤、胞衣、産じよく汚物にあっては、母の住所）が本市の区域内にある場合をいう。ただし、改葬遺骨については、改葬しようとする遺骨が埋葬されている墓地の所在地が、本市にある場合をいう。		
2 この表において、「小児」とは、6歳未満の者をいい、胎児を含むものとする。			2 この表において、「市外」とは、前項以外の場合をいう。		
			3 この表において、「小児」とは、6歳未満の者をいい、胎児を含むものとする。		

宮津市福祉・教育総合プラザ条例（平成29年条例第27号）新旧対照表

現行					改正後（案）						
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）						
1 プラザ使用料					1 プラザ使用料						
使用施設		使用時間区分	午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後1時まで 又は午後1時 から午後5時 まで	午後5時か ら午後10時 まで	使用施設		使用時間区分	午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後1時まで 又は午後1時 から午後5時 まで	午後5時か ら午後10時 まで
第1コミュニ ティルーム	2分の1を使 用する場合		3,050円	1,010円	1,220円	第1コミュニ ティルーム	2分の1を使 用する場合		4,960円	1,650円	1,980円
	全面を使用す る場合		6,110円	2,030円	2,440円		全面を使用す る場合		9,930円	3,300円	3,960円
第2コミュニ ティルーム			2,440円	810円	1,010円	第2コミュニ ティルーム			3,970円	1,320円	1,640円
第3コミュニ ティルーム			1,320円	510円	610円	第3コミュニ ティルーム			1,710円	660円	790円
第4コミュニ ティルーム			6,110円	2,030円	2,440円	第4コミュニ ティルーム			7,940円	2,640円	3,170円
第5コミュニ ティルーム			2,440円	810円	1,010円	第5コミュニ ティルーム			3,970円	1,320円	1,640円
クッキング ルーム			4,070円	1,520円	1,830円	クッキング ルーム			5,000円	1,870円	2,250円
浜町ギャラ リー			1日（午前10時から午後8時まで）につ き 510円			浜町ギャラ リー			1日（午前10時から午後8時まで）につ き 1,320円		
備考						備考					

1 浜町ギャラリーについては、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料____は、この表に定める額の5倍の額とする。

2 使用時間の超過及びこの表に掲げていない場所の使用については、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。

1 浜町ギャラリーについては、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の5倍の額とする。

2 本市に住所（法人その他の団体にあっては、所在地）を有しないものが使用する場合の使用料の額は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍の額とする。

3 使用時間の超過及びこの表に掲げていない場所の使用については、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。

宮津市都市公園条例（昭和54年条例第19号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第3（第12条関係）			別表第3（第12条関係）		
1（略）			1（略）		
2（略）			2（略）		
3 有料公園施設を使用する場合の使用料			3 有料公園施設を使用する場合の使用料		
施設名	使用単位	金額	施設名	使用単位	金額
府中公園テニスコート	1面1時間につき	520円	府中公園テニスコート	1面1時間につき	520円
西宮津公園多目的広場	1面1時間につき	210円	西宮津公園多目的広場	1面1時間につき	520円
付属設備		規則で定める額	付属設備		規則で定める額
(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の5倍の額とする。			(注)		
			1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の5倍の額とする。		
			2 本市に住所（法人その他の団体にあっては、所在地）を有しないものが使用する場合の使用料の額は、前項の規程の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍の額とする。		
4 有料公園施設を使用する場合の利用料金の上限の額			4 有料公園施設を使用する場合の利用料金の上限の額		
施設名	使用単位	上限額	施設名	使用単位	上限額
宮津市民球場	1面1時間につき	1,886円	宮津市民球場	1面1時間につき	1,886円
宮津市民グラウンド	全面1時間につき	629円	宮津市民グラウンド	全面1時間につき	629円
	1／4面1時間につき	210円		1／4面1時間につき	210円

宮津市民テニスコート	1面1時間につき	524円
付属設備		規則で定める額
(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。		

備考

- 面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数を生じた場合の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 年額をもって定める使用料については、使用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもって計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する。
- 月額をもって定める使用料については、使用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。
- 日額をもって定める使用料については、使用期間が1日未満の

宮津市民テニスコート	1面1時間につき	524円
付属設備	規則で定める額	
(注)		
1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。		
2 本市に住所（法人その他の団体にあっては、所在地）を有しないものが使用する場合の利用料金の上限額は、前項の規程の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍の額とする。		

備考

- 面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数を生じた場合の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 年額をもって定める使用料については、使用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもって計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する。
- 月額をもって定める使用料については、使用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。
- 日額をもって定める使用料については、使用期間が1日未満の

もの又はその期間に1日未満の端数を生じた場合の端数は、1日として計算する。

もの又はその期間に1日未満の端数を生じた場合の端数は、1日として計算する。

宮津市立学校使用条例（昭和57年条例第17号）新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表（第4条関係） 施設使用料					別表（第4条関係） 施設使用料				
使用場所 使用時間区分	屋内運動場又は遊戯室		会議室又は教室 (一室につき)	屋外運動場	使用場所 使用時間区分	屋内運動場又は遊戯室		会議室又は教室 (一室につき)	屋外運動場
	500m ² 未満	500m ² 以上				500m ² 未満	500m ² 以上		
午前8時から 午後5時まで	520円	1,040円	410円	620円	午前8時から 午後1時まで	650円	1,300円	410円	620円
午後5時から 午後10時まで	520	1,040	410	620	午後1時から 午後6時まで	650円	1,300円	410円	620円
午前8時から 午後10時まで	1,040	2,080	820	1,240	午後6時から 午後10時まで	650円	1,300円	410円	620円
備考 使用時間の超過及び付属設備並びにこの表に掲げていない場所の使用については、別に市長が定める基準による使用料を徴収する。					備考 1 使用時間の超過及び付属設備並びにこの表に掲げていない場所の使用については、別に市長が定める基準による使用料を徴収する。 2 本市に住所（法人その他の団体にあつては、所在地）を有しないものが使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2倍の額とする。				

宮津市中央公民館使用条例（平成17年条例第58号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
1 中央公民館利用料金の上限の額		1 中央公民館利用料金の上限の額	
使用場所及び区分		上限額	
大会議室	2分の1を使用する場合	1時間につき	314円
	全面を使用する場合	1時間につき	524円
小会議室		1時間につき	210円
談話室		1時間につき	157円
和室		1時間につき	210円
体験学習室		1時間につき	210円
		備考 本市に住所（法人その他の団体にあつては、所在地）を有しない ものが使用する場合は、利用料金の上限額は、この表に定める額の2倍 の額とする。	

みやづ歴史の館条例（平成17年条例第60号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
1 歴史の館利用料金の上限の額			1 歴史の館利用料金の上限の額		
使用場所及び区分		上限額	使用場所及び区分		上限額
文化ホール （楽屋含む。）	平日	1時間につき <u>2,829円</u>	文化ホール （楽屋含む。）	平日	1時間につき <u>3,470円</u>
	土曜日、日曜日及び休日 （国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。）	1時間につき <u>3,457円</u>		土曜日、日曜日及び休日 （国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。）	1時間につき <u>4,238円</u>
付属設備		規則で定める額	付属設備		規則で定める額
備考 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。			備考		
			1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。		
			2 <u>本市に住所（法人その他の団体にあつては、所在地）を有しないものが使用する場合の利用料金の上限額は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍の額とする。</u>		

附 則

現行	改正後（案）
	<u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>（適用区分）</u> <u>2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用等に係る使用料又は利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料又は利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料又は利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。</u> <u>（準備行為）</u> <u>3 この条例による改正後の利用料金の額の設定は、施行日前においても行うことができる。</u>

議案参考資料
令和7年9月定例会

議第86号

宮津市水道事業給水条例及び宮津市公共下水道条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
◆提案の趣旨・目的 令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で、個人が管理する宅内配管や排水設備が破損したが、給水装置工事業業者や排水設備指定工事業業者自身も被災したため、工事を行うことができる事業者が不足し、これらの設備の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化した。 これを踏まえて、災害その他の非常の場合においては、復旧に対応できる事業者を確保し、早期の復旧を図るため、他の市町村の上下水道事業管理者から指定を受けた事業者でも工事を行うことができるよう、所要の改正を行うもの。 ◆提案の概要 災害その他の非常の場合において、管理者が他の市町村の上下水道事業管理者の指定を受けた給水装置工事業業者や排水設備指定工事業業者に工事を行わせる必要があると認めるときは、個人が管理する宅内配管や排水設備の工事を行うことができることとする。 ◆施行日 公布の日		令和7年4月22日 国土交通省通知 「災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について」 「標準下水道条例について」の改正について	
		【市民参加の状況】	
		【政策等の効果及び費用】	
		人員や資材の確保、技術力の活用により、個人が管理する宅内配管や排水設備の工事が円滑に実施され、迅速な復旧、市民生活への影響の軽減につながる。	
【第7次宮津市総合計画との整合】		【他の自治体の類似する政策との比較】	
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
宮津市水道事業ビジョン（平成元年度～）※令和7年3月一部見直し 宮津市下水道経営戦略（平成29年度～）※令和4年3月一部見直し		上下水道課 施設整備係 (45-1634)	・新旧対照表

宮津市水道事業給水条例（平成10年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（工事の施行） 第8条 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 _____ _____ _____ 2～4 （略）	（工事の施行） 第8条 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村の水道事業管理者（以下「他市町村の管理者」という。）又は他市町村の管理者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2～4 （略）

宮津市公共下水道条例（平成4年条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（排水設備の工事等の実施） 第7条 排水設備の新設等の設計又は工事は、管理者の指定する下水道排水設備指定工事業者（以下「指定工事業者」という。）によって行わなければならない。_____ _____ _____ 2 （略）	（排水設備の工事等の実施） 第7条 排水設備の新設等の設計又は工事は、管理者の指定する下水道排水設備指定工事業者（以下「指定工事業者」という。）によって行わなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村の下水道事業管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 （略）

附 則

現行	改正後（案）
	<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

